

# 北九州市公害防止条例等の一部改正について

【パブリックコメント版の修正案】

令和5年 月

北九州市環境審議会

## 目 次

1. 北九州市公害防止条例.....	1
1.1. 条例の目的.....	1
1.2. これまでの変遷.....	1
1.3. 条例の概要.....	1
2. 条例の成果.....	2
2.1. 条例に基づく公害対策.....	2
2.2. 市内における環境の変化.....	5
3. 新たな課題への対応.....	7
3.1. 石綿について.....	7
3.2. 解体工事件数の動向.....	8
3.3. 石綿に係る法規制.....	8
3.4. 石綿に対する現在の市の対応.....	9
4. 公害防止条例の改正の検討.....	11
4.1. 石綿に関する規定の追加.....	11
4.2. 環境の改善に伴う一部規定の見直し.....	11
5. 北九州市公害防止条例施行規則の一部改正.....	13
6. 改正条例の周知について.....	14

# 1. 北九州市公害防止条例

## 1.1. 条例の目的

公害の防止について必要な事項を定め、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。

## 1.2. これまでの変遷

- 市では、昭和 45 年に、市民の健康と快適な生活環境の確保を第一義として、公害防止行政を積極的に推進するため、公害対策審議会（当時）の答申を受け、北九州市公害防止条例（以下、「条例」という。）を制定した。
- 昭和 46 年には、国の公害関係法制の整備に伴い、全面改正を行った。
- 平成 6 年には、前年に制定された環境基本法に基づき、環境の保全に関する基本的事項等を広く調査審議するため、北九州市環境審議会が設置された。これに伴い、公害対策審議会の役割は環境審議会が担うことになった。
- 平成 8 年には、従来の廃棄物規制が及ばなかった有価物の屋外焼却に伴うばい煙や悪臭を防止するため、事業者の屋外における燃焼行為を禁止した。

## 1.3. 条例の概要

### 1.3.1. 各主体の責務

条例では、目的を達成するため、市、事業者及び市民の責務を規定している（第 3～5 条）。

（事業者の責務）

- 公害を防止するために必要な措置、公害の防止について最善の努力等

（市の責務）

- ばい煙等の排出等に関する規制
- 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充
- 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- 公害防止協定の締結の促進
- 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- 緑地の保全その他自然環境の保護

- (市民の責務)
  - ・市の施策への協力

### 1.3.2. 指定施設の届出制度

条例では、法律の規模要件未満又は規制対象外の施設を対象として、届出制度を設け、公害防止上必要な措置を求めている（第8条）。指定施設には、大気、水質、騒音に係る施設がある。

(指定施設の例)

- ・伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のボイラー
- ・騒音規制法に定めのない研磨機

指定施設の設置者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならず（第14条）、それを担保するため、市が規制基準違反を認めた場合、その程度に応じて、施設の改善命令又は使用停止命令等ができるとされている（第16条）。

### 1.3.3. 大気汚染に係る緊急時措置の未然防止

条例では、大気汚染防止法に規定する緊急時の発生を未然に防止するため、汚染物質の拡散が妨げられる特殊気象（逆転層）の発生時に、対策の準備を求めるためのばい煙排出者への通知（第17条第1項）や、規則で定めた二酸化硫黄濃度を超える場合に、削減協力要請（第17条第2項、第18条）を行うことを規定している。

### 1.3.4. 硫黄酸化物に係る自動測定装置の設置

大気汚染防止法では、一定規模以上の燃料を使用する「特定工場」において、硫黄酸化物を一定量以上排出する施設に自動測定装置による常時監視を義務付けている。条例では、法の特定工場の規模を下回る施設においても、硫黄酸化物の排出量が多い施設に、条例で自動測定記録装置の設置を義務付けている（第19条）。

### 1.3.5. 公害防止協定の締結等

市は、法や条例を補完し、公害対策の実効性を高めるため、事業者と公害防止協定の締結に努めることとされている（第22条）。公害防止協定は、非権力的な手法として、将来立地しようとする企業はもとより、すでに立地している企業に対しても締結を求め、市民の健康保護と生活環境の保全に努めている。

## 2. 条例の成果

### 2.1. 条例に基づく公害対策

条例のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、様々な公害対策に取り組んできた結果、産業公害は克服され、現在の良好な環境につながっている。

### 2.1.1. 公害防止協定の締結

市は、事業者と公害防止協定の締結を積極的に進めており、工場緑化等に関する総合的な対策や、法の基準よりも厳しい排ガスや排水の濃度等を取り決め、大気や水質をはじめとした環境保全対策の実効性を高めている。

これまでの締結件数は、218 件（うち失効 131 件）となり、有効協定件数は 87 件となっている（令和 4 年 3 月 31 日現在）。

### 2.1.2. 住工分離事業の実施

戸畠区沖台地区では、製鉄関係の協力工場を中心に、約 100 工場が住宅と混在しており、騒音・振動等のトラブルが発生していた。昭和 47 年に策定された北九州地域公害防止計画では、同地区を「住工分離」を促進する地区とし、市が用地を確保し、道路、上下水道、公園、緑地等工場団地の環境整備を実施した上で、若松区二島、安瀬、戸畠区牧山海岸への移転が行われた。その結果、昭和 50 年代半ばまでに 25 社が移転した。

また、八幡西区城山地区は、三方を工場群に囲まれ、降下ばいじん量が、昭和 40 年には 80 トン／km<sup>2</sup>・月を記録するなど、市内で最も汚染がひどい状況であった。市は、昭和 47 年の北九州地域公害防止計画において、住居移転による住工分離を促進する地区として取り上げ、昭和 52 年度の北九州地域公害防止計画により、都市計画事業として、奥洞海を含めた広範囲の緩衝緑地事業を実施し、住工分離による快適な地域づくりを推進することとした。その結果、家屋の移転に加え、企業の緑化の協力もあり、洞海湾を囲むような緑地が形成された。

なお、現在では、都市計画法に基づく用途地域や開発許可制度等により、適切な土地利用が図られており、新たに住工混在地区が生じる可能性はない。

### 2.1.3. 公害防止資金融資制度

昭和 43 年、市は公害を防ぎ、市民の生活環境を改善するため、市内の中小企業者が公害を防止するために要する資金を融資する「公害防止資金融資制度」を設立した。昭和 45 年に制定した条例に同制度を組み込むとともに、翌 46 年に融資利子の全額補給、昭和 48 年には融資限度額の倍増などの拡充を行った。

当時、融資件数は 305 件、融資額は 30 億 2,120 万円にのぼり、中小企業の公害防止設備の改善等に貢献した。

その後、大気や水質などの公害を規制する法令が充実するとともに、事業者の公害防止への意識が向上し、工場の公害防止設備の設置が進んだことなどから、平成 13 年度以降本制度の利用はなくなり、平成 22 年に予算措置が廃止され、融資限度額及び資金使途の面でより利用しやすい市の中企業融資制度に統合された。

## 2.1.4. 指定施設

条例で定めた指定施設の設置状況は、大気関係は 714 施設、水質関係は 4 施設、騒音関係は 1,740 施設である（令和 4 年 3 月 31 日現在）。

## 2.1.5. 大気汚染（二酸化硫黄）に係る緊急時措置の未然防止

特殊気象の通知状況は、昭和 46 年度に 34 回、昭和 47 年度に 37 回、昭和 48 年度に 23 回、昭和 49 年度に 1 回で、以降通知に至る状況は発生していない。

排出削減要請については、昭和 47 年度を最後に、現在まで該当する事態は発生していない。



☞ ばい煙排出者への逆転層発生通知は、昭和 50 年度以降、実績なし。  
(通知実績 昭和 46 年度: 34 回、昭和 47 年度: 37 回、昭和 48 年度: 23 回、昭和 49 年度: 1 回)

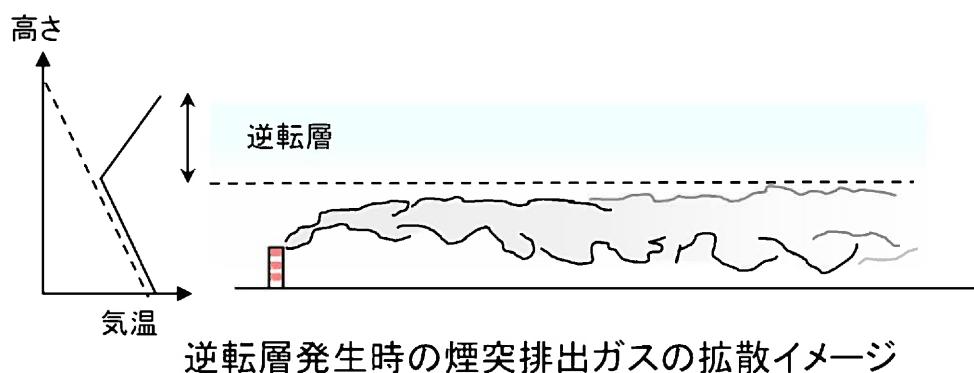


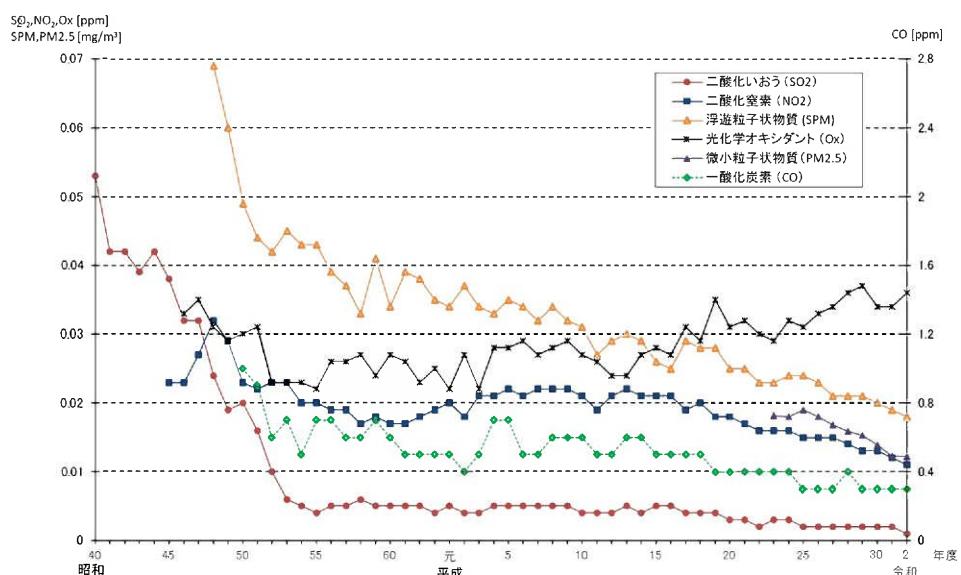
図 1 緊急時の措置（二酸化硫黄）

## 2.2. 市内における環境の変化

### 2.2.1. 大気環境

市内における二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) と浮遊粒子状物質 (SPM) の濃度は、公害対策の進展とともに昭和 50 年代に大幅な改善が見られ、近年もわずかに減少傾向である。また、二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) と一酸化炭素 (CO) も、昭和 60 年代以降、自動車台数の増加等により増加傾向にあったが、国による自動車排出ガス規制等に伴い平成 10 年代より減少傾向にある。加えて、微小粒子状物質 (PM2.5) も、測定開始以降、減少傾向にある。一方で、光化学オキシダント (Ox) はアジア地域における大気汚染の影響等もあり、近年増加傾向にある。

近年（平成 29～令和 2 年度）の環境基準の適合状況は、アジア地域における大気汚染の影響が大きいとされる Ox 及び PM2.5 以外の測定項目は、全ての測定局で適合している。なお、PM2.5 は、平成 23 年度から測定を開始し、平成 27 年度に 2 局が初めて環境基準に適合し、令和元年度以降は全局が環境基準に適合しており、改善傾向にある。



注：Ox は昼間(5 時～20 時)の年平均値、それ以外は全時間帯の年平均値

図 2 大気モニタリング結果

表 1 大気環境基準適合状況

項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	適合局／測定局数	適合率	適合局／測定局数	適合率	適合局／測定局数	適合率	適合局／測定局数	適合率
$\text{SO}_2$	14/14	100%	14/14	100%	8/8	100%	8/8	100%
$\text{NO}_2$	19/19	100%	19/19	100%	17/17	100%	17/17	100%
CO	6/6	100%	6/6	100%	3/3	100%	3/3	100%
SPM	19/19	100%	19/19	100%	14/14	100%	14/14	100%
Ox	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%
PM2.5	3/11	27%	6/11	55%	12/12	100%	12/12	100%

## 2.2.2. 水環境

市では、かつて「死の海」と呼ばれた洞海湾をはじめとして、海域や河川の汚濁が著しく進んでいた。昭和40年代後半から、法や条例に基づく規制とともに洞海湾のヘドロ浚渫や下水道の整備などにより、大幅に改善されることとなった。

有機汚濁の指標である海域における化学的酸素要求量(COD)及び河川における生物化学的酸素要求量(BOD)について、近年は環境基準に適合しており良好な環境となっている。

また、揮発性有機化合物や重金属などの健康項目についても自然由来によるものを除いて概ね環境基準に適合している。

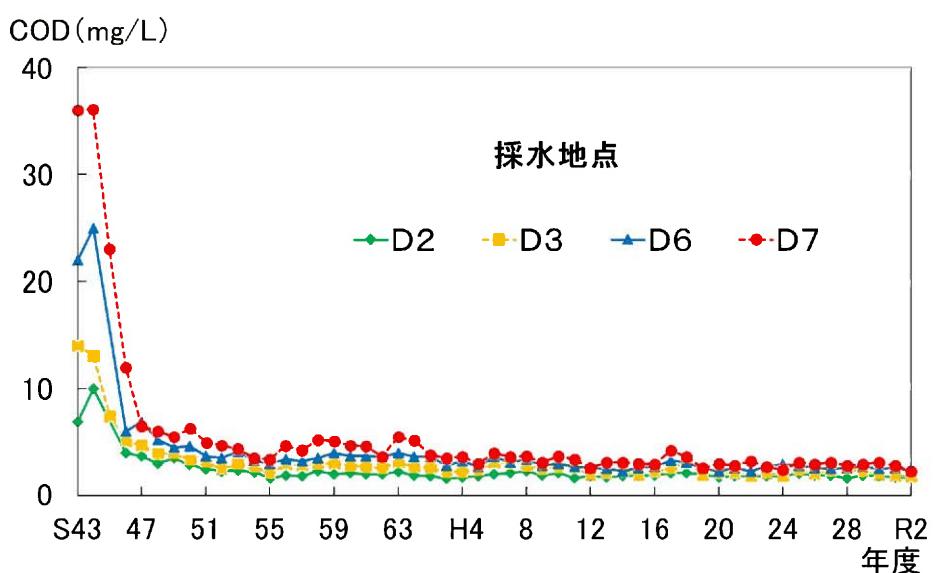


図3 洞海湾における COD の経年変化（平均値）

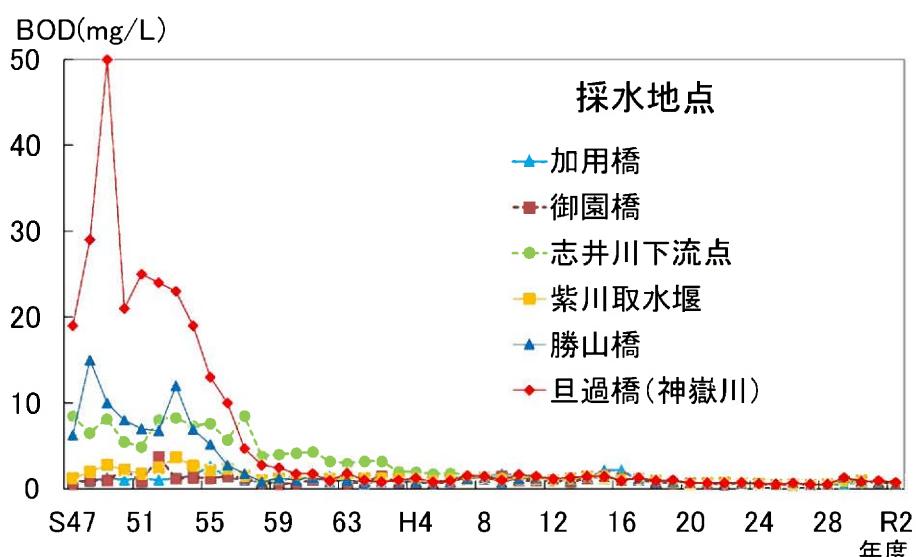


図4 紫川における BOD の経年変化（平均値）